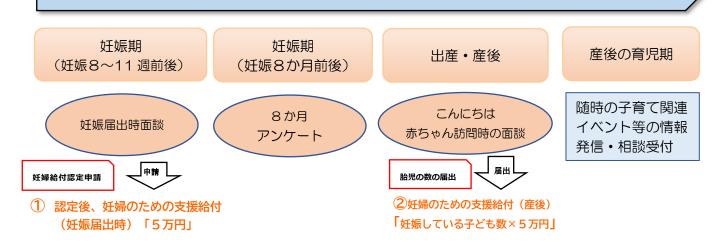
奸婦のための支援給付について

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び 福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付を支給します。

※令和6年度までの「出産・子育て応援給付」と同様の制度です。

事業概要

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ(伴走型相談支援)



■ 妊婦のための支援給付の対象者(他市町村ですでに給付を受けている場合は対象外)

給付の申請時点で高槻市に住民登録がある以下の方が対象となります。

- ① 妊婦のための支援給付(妊娠届出時):産科医療機関等で妊娠の事実の確認を受けた人(母) ※妊娠の事実の確認後、申請までの間に流産、死産、人工妊娠中絶をされた方も対象となる場合があります。 ※申請時に妊娠の事実が確認できる証明書を求めることがあります。
- ② 妊婦のための支援給付(産後):高槻市で妊婦給付認定を受けた方津1

注1:高槻市で妊婦給付認定を受けた方とは、高槻市で上記①の妊婦のための支援給付(妊娠届出時)を受けた方をいいます。

- ※申請書類等は「こんにちは赤ちゃん事業」での面談後にお渡しします。
- ※妊娠の事実の確認後、流産、死産、人工妊娠中絶をされた方も対象となる場合があります。
- ※申請時に妊娠の事実が確認できる証明書を求めることがあります。

■ 妊婦のための支援給付の申請方法

●妊婦のための支援給付(妊娠届出時)

妊娠届出時、窓口に裏面の必要書類を持参し申請(産科医療機関等で妊娠の事実が確認できていない場合やその場で必要書類が揃っていない場合等は、後日郵送で申請)

※申請期限は、妊娠の事実の確認ができた日(医療機関で胎児心拍が確認された日)から2年です。

●妊婦のための支援給付(産後)

「こんにちは赤ちゃん事業」での面談時にお渡しする案内に記載された2次元バーコード等より電子申込にて申請 ※産後に、高槻市へ転入された場合は、電子申込に加えて、紙での届出が必要です。

申請に必要な書類等

		必要書類	備考
(妊娠届出時)妊婦のための支援給付	\bigcirc	妊婦給付認定申請書	妊娠届出時に窓口で配布します
	2	妊婦本人の公的身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードの表面等)	
	3	妊婦名義の振込先口座の確認ができるもの (通帳・キャッシュカード等)	郵送で申請する場合は、写しを申請書の 裏面に貼付して下さい
	4	個人番号がわかるもの(マイナンバーカード 等)	

※妊婦支援給付金(産後)の必要書類については、「こんにちは赤ちゃん事業」での面談後にお渡しする案内をご確認 ください

■ 妊婦のための支援給付の流れ

審査後、承認された場合はご指定の口座に振り込みます。なお、振込については、申請月の翌月の末頃までの予定です。口座振込の完了をもって支給決定とし、支給決定通知の送付はありません。妊婦給付認定に係る認定通知書については送付いたします。

🔳 申請の不承認、給付の取り消し等

- ・要件に該当しないなど給付できない場合は、不支給決定通知書を送付します。 また、二重支給や不正な手段をもって給付を受けた場合等には、当該給付を返還していただきます。
- 口座番号等の記載不備で振込不能となり、高槻市から申請者への連絡がつかない等で確認ができない場合は、申請を取り下げたものとみなします。

■ その他

- 記載不備や口座番号の誤り等で振込が出来なかった場合、確認の連絡をいたします。
- ・給付の申請時点で高槻市外に転出している場合は、本市で給付を受けることはできません。転出 先の市町村で給付を受けることができるかご相談ください。
- 本事業の経済的支援については、市町村により名称や給付形態(クーポン、ギフト、現金等)が 異なりますが、他市町村ですでに同様の給付を受けている場合は、本市で給付を受けることはで きません。

<問合せ・申請先> 子ども未来部 子ども保健課(子ども未来館2階)

〒569-0096 高槻市八丁畷町 12番5号

TEL: 072-648-3275 (コールセンター)

FAX: 072-648-3274



詳細は HP へ

令和7年4月作成